平成 25 年 2 月 27 日

お客さま各位

姫路信用金庫
理事長　三宅　知行

「中小企業金融円滑化法」期限到来後の当金庫の対応について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「中小企業金融円滑化法」）は平成 25 年 3 月 31 日に期限を迎えますが、中小企業金融円滑化法期限到来後も当金庫における金融円滑化の基本方針は何ら変わるものではありません。

当金庫では、中小企業金融円滑化法期限到来後も、これまでと同様、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組みます。

また、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

加えて、お客さまに対する経営相談・経営指導及び経営改善のための支援を行うため、営業店と本部の経営改善支援担当者が連携して取組みを行います。

【金融円滑化に係るご相談について】
○ご相談窓口
姫路信用金庫　全店窓口による受付　平日　午前９：００～午後３：００
全店電話による受付　平日　午前９：００～午後５：００
住宅ローンに関するご相談
電話による受付　平日　午前９：００～午後５：００
ローンセンター　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ　０１２０－００２－２６０

※なお、貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。
姫路信用金庫　お客さまセンター　ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ　０１２０－２６１－２７６